

# 資料編

## ■ 主要な事業に関する事項 …… 36~47

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 剰余金処分計算書
- 会計監査人による監査
- 財務諸表の適正性等の確認
- 貸借対照表注記
- 損益計算書注記
- 主要な業務の状況を示す指標
- 預金に関する指標
- 貸出金等に関する指標
- 有価証券等に関する指標

## ■ 自己資本の充実の状況 …… 48~61

### 定性的な開示事項

- 自己資本調達手段の概要
- 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- 出資等エクスポージャーに関する事項
- オペレーショナル・リスクに関する事項
- 金利リスクに関する事項
- 自己資本の構成に関する開示事項

### 定量的な開示事項

- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- 金利リスクに関する事項

# 主要な事業に関する事項

## 貸借対照表

科 目	(単位：百万円)	
	令和5年度 令和6年3月31日現在	令和6年度 令和7年3月31日現在
<b>(資産の部)</b>		
現金	5,453	5,500
預 け 金	70,000	64,536
買 入 金 銭 債 権	3,375	3,349
有 価 証 券	158,086	152,541
国 債	11,816	11,557
地 方 債	20,575	22,053
社 債	55,300	54,810
株 式	804	572
その他の証券	69,589	63,546
貸 出 金	267,733	273,772
割 引 手 形	1,307	844
手 形 貸 付	16,835	15,922
証 書 貸 付	243,152	249,614
当 座 貸 越	6,437	7,391
そ の 他 資 産	3,163	3,302
未 決 済 為 替 貸	134	93
信 金 中 金 出 資 金	2,484	2,484
未 収 収 益	415	408
未 収 還 付 法 人 税 等	-	102
その他の資産	129	213
有 形 固 定 資 産	7,186	6,874
建 物	3,688	3,507
土 地	2,792	2,792
リ ー ス 資 産	363	286
その他の有形固定資産	342	287
無 形 固 定 資 産	85	75
ソ フ ト ウ ェ ア	70	62
リ ー ス 資 産	4	2
その他の無形固定資産	10	10
繰 延 税 金 資 産	2,115	2,990
債 務 保 証 見 返	2,251	2,110
貸 倒 引 当 金	△3,720	△3,842
(うち個別貸倒引当金)	(△2,548)	(△2,856)
資 産 の 部 合 計	515,732	511,211

科 目	(単位：百万円)	
	令和5年度 令和6年3月31日現在	令和6年度 令和7年3月31日現在
<b>(負債の部)</b>		
預 金 積 金	474,805	475,674
当 座 預 金	9,788	8,857
普 通 預 金	185,669	182,951
貯 蓄 預 金	795	746
通 知 預 金	1,621	1,812
定 期 預 金	269,746	273,255
定 期 積 金	5,594	5,381
そ の 他 の 預 金	1,590	2,669
借 用 金	17,000	14,000
借 入 金	17,000	14,000
そ の 他 負 債	1,445	1,588
未 決 済 為 替 借	182	120
未 払 費 用	176	365
給 付 補 て ん 備 金	1	2
未 払 法 人 税 等	143	19
前 受 収 益	145	221
職 員 預 り 金	264	243
リ ー ス 債 務	411	327
資 産 除 去 債 務	25	22
そ の 他 の 負 債	93	265
賞 与 引 当 金	218	216
退 職 給 付 引 当 金	192	150
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	161	162
預 金 払 戻 引 当 金	0	0
偶 発 損 失 引 当 金	104	73
債 務 保 証	2,251	2,110
負 債 の 部 合 計	496,181	493,975
<b>(純資産の部)</b>		
出 資 金	1,281	1,272
普 通 出 資 金	1,281	1,272
利 益 剰 余 金	22,316	22,773
利 益 準 備 金	1,274	1,274
そ の 他 利 益 剰 余 金	21,041	21,498
特 別 積 立 金	14,900	14,900
(奉仕基金積立金)	(100)	(100)
当 期 未 処 分 剰 余 金	6,141	6,598
会 員 勘 定 合 計	23,598	24,045
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△4,046	△6,810
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△4,046	△6,810
純 資 産 の 部 合 計	19,551	17,235
負 債 お よ び 純 資 産 の 部 合 計	515,732	511,211

## ■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
<b>経常収益</b>	<b>6,214,441</b>	<b>6,249,135</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>5,268,841</b>	<b>5,324,478</b>
貸出金利息	3,636,781	3,851,730
預け金利息	150,424	236,220
有価証券利息配当金	1,421,775	1,177,336
その他の受入利息	59,861	59,190
<b>役務取引等収益</b>	<b>539,290</b>	<b>537,187</b>
受入為替手数料	171,277	175,312
その他の役務収益	368,012	361,874
<b>その他業務収益</b>	<b>53,695</b>	<b>56,571</b>
国債等債券売却益	12,808	149
その他の業務収益	40,887	56,421
<b>その他経常収益</b>	<b>352,613</b>	<b>330,898</b>
償却債権取立益	189,088	145,930
株式等売却益	158,526	147,508
その他の経常収益	4,999	37,459
<b>経常費用</b>	<b>5,776,257</b>	<b>5,415,113</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>150,867</b>	<b>439,487</b>
預金利息	127,189	412,334
給付補てん備金繰入額	1,250	1,512
借入金利息	17,146	18,661
その他の支払利息	5,280	6,979
<b>役務取引等費用</b>	<b>278,684</b>	<b>293,763</b>
支払為替手数料	40,127	41,347
その他の役務費用	238,557	252,415
<b>その他業務費用</b>	<b>189,335</b>	<b>436,416</b>
国債等債券売却損	84,086	356,908
その他の業務費用	105,248	79,507
<b>経費</b>	<b>3,859,693</b>	<b>3,874,579</b>
人件費	2,446,798	2,390,293
物件費	1,361,073	1,436,464
税金	51,820	47,821
<b>その他経常費用</b>	<b>1,297,677</b>	<b>370,867</b>
貸倒引当金繰入額	1,165,957	292,302
貸出金償却	3,622	3,090
株式等売却損	79,698	51,741
その他の経常費用	48,399	23,732
<b>経常利益</b>	<b>438,184</b>	<b>834,021</b>

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
<b>特別損失</b>	<b>10,699</b>	<b>28,489</b>
固定資産処分損	10,699	28,489
<b>税引前当期純利益</b>	<b>427,484</b>	<b>805,532</b>
法人税、住民税および事業税	271,621	142,077
法人税等還付税額	—	△102,483
法人税等調整額	△179,555	270,506
法人税等合計	92,066	310,100
<b>当期純利益</b>	<b>335,418</b>	<b>495,431</b>
<b>繰越金（当期首残高）</b>	<b>5,806,141</b>	<b>6,103,191</b>
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>6,141,559</b>	<b>6,598,622</b>

## ■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>6,141,559</b>	<b>6,598,622</b>
<b>剰余金処分額</b>	<b>38,368</b>	<b>38,170</b>
普通出資に対する配当金	(年3%) 38,368	(年3%) 38,170
<b>繰越金（当期末残高）</b>	<b>6,103,191</b>	<b>6,560,451</b>

## ● 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

## ● 会計監査人による監査

令和6年6月18日開催の第111期通常総代会および、令和7年6月17日開催の第112期通常総代会で報告を行った令和6年3月期および令和7年3月期の貸借対照表、損益計算書および承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき、様式を一部変更して作成しております。

## ● 財務諸表の適正性等の確認

令和6年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しています。

令和7年6月18日

滋賀中央信用金庫

理事長 岩崎 哲雄

# 主要な事業に関する事項

## ● 貸借対照表注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価価額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価額は、上記2.と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 10年～39年  
その他 4年～15年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残存保証の取決めがあるものは当該残存保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている貸倒・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
流動、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。  
また、現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を引き当てております。  
上記以外の貸出条件に問題のある債務者、履行条件に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下、「要注意先」という)及び、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という)に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要注意先のうち、貸出条件緩和債権等を有する債務者(以下、「要管理先」という)に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、これらの予想損失額は、過去1年間または3年間における累積の貸倒実績率の一定の期間における平均値に基づき損失率を求め、これを予想損失率として、それぞれ債権に乘じて算定しております。  
すべての貸出金等債権は、「貸産自己査定手引」に基づき営業部が貸産査定を実施し、営業部から独立した融資管理部が査定結果を検証しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,748百万円であります。
- 貸与引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額率法による方法であります。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。  
過去勤務費用……………その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異……………各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により貸付した額をそれぞれ発生時の翌事業年度から費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。  
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によるものであります。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 会計の見直しにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。  
貸倒引当金 3,842百万円  
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。  
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、市場環境や地政学リスク等により資源や人材の高騰および金融環境の変化により、特定の貸出先・業績の将来の業績への影響が変化した場合に、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。
- 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額2百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額5,522百万円
- 有形固定資産の圧縮債権0百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び戻金並びに債務保証見返の各債権に計上されるもの並びに注記されている有価証券の買付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。))であります。  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権……………593百万円  
危険債権……………7,535百万円  
三月以上延滞債権……………0百万円  
貸出条件緩和債権……………1,565百万円  
合計額……………9,695百万円  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。  
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利金の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。  
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。  
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。  
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ローン・パーティシパシオンで、移管指針第1号「ローン・パーティシパシオンの会計処理及び表示」(令和6年7月1日)に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、169百万円あります。
- 手形割引は、業種別委員会業務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れ

た銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は844百万円あります。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券……………	9,601百万円
	預け金……………	9,000百万円
	現金……………	2百万円
担保資産に対応する債務	預金……………	3,146百万円
	借入金……………	14,000百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として預け金8,000百万円を差し入れております。

- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は223百万円あります。

- 出資100当りの純資産額677円17銭

- 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、為替の変動リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当金庫は、融資関連規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各営業部のほか審査部により行われ、また、定期的な経営陣による審査委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。統合的リスク管理に関する規程及び要領において、リスク管理方法及手続等の詳細を明記しており、経営会議において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでリスク管理委員会に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

- (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行われております。このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

- (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要リスク変数である金利リスク・価格変動リスク等の影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券、貸出金及び預金積金であります。当金庫では、「預け金」「有価証券」のうち債券・投資信託及び株式、「貸出金」及び「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120営業日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和7年3月31日(当事業年度の決算日)現在当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で8,477百万円です。なお、当金庫ではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを有価証券について実施しております。  
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計上しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理を通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達/バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、現金は短期間で決済するため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	64,536	64,286	△249
(2) 有価証券	152,500	151,834	△666
満期保有目的の債券	22,523	21,856	△666
その他有価証券 (*3)	129,977	129,977	—
(3) 貸出金 (*1)	273,772	273,741	△31
貸倒引当金 (*2)	△3,842	△3,842	—
	269,930	269,899	△31
金融資産計	486,967	486,020	△946
(1) 預金積金 (*1)	475,674	473,525	△2,148
(2) 借入金 (*1)	14,000	13,788	△211
金融負債計	489,674	487,314	△2,360

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24・3項及び第24・9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

- (注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

- (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(OIS)で割引引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

- (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.から30.に記載しております。

- (3) 貸出金

貸出金は、以下の①-③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
- ②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（OIS）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積立

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利（OIS）を用いております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金については、市場金利（OIS）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。なお、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分		貸借対照表計上額
非上場株式（※1）		40
合 計		40

(※1)非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、30.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位: 百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	その他	600	601	1
	小 計	600	601	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	423	422	△0
	その他	21,500	20,832	△667
	小 計	21,923	21,255	△667
合 計		22,523	21,856	△666

その他有価証券 (単位: 百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	139	128	11
	債 券	601	599	2
	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	601	599	2
	その他	11,311	10,554	756
小 計	12,052	11,282	770	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	392	467	△74
	債 券	87,396	94,265	△6,868
	国 債	11,557	12,794	△1,236
	地方債	22,053	24,545	△2,492
	社 債	53,785	56,924	△3,139
	その他	30,135	33,461	△3,326
小 計	117,924	128,193	△10,269	
合 計		129,977	139,475	△9,498

なお、上記の評価差額から税効果相当額△2,688百万円を控除した△6,810百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位: 百万円)			
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	972	137	51
債 券	6,596	0	282
国 債	5,696	-	282
地方債	900	0	-
社 債	-	-	-
その他	637	10	74
合 計	8,207	147	408

30. 減損処理を行った有価証券  
 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理対象有価証券はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末日における時価の下落率が取得原価に対して50%以上であること又は事業年度末日における時価の下落率が取得原価に対して30%以上50%未満でありかつ決算日前1年間の下落率が一度も30%未満に回復していない場合であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,892百万円あります。

このうち契約残存期間が1年以内のものが5,036百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 退職給付に関する事項  
 (1) 採用している退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付制度として、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。このほか、当金庫は全国信用金庫厚生年金基金に加入しており、当該基金は複数事業主(信用金庫等)により設立された総合設立型厚生年金基金で、当金庫の拠出する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

2) 退職給付債務に関する事項		
イ. 退職給付債務		△1,299百万円
ロ. 年金資産(時価)		1,435百万円
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)		136百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異		△287百万円
ホ. 退職給付引当金(ハ+ニ)		△150百万円

3) 退職給付費用に関する事項		
イ. 勤務費用		71百万円
ロ. 利息費用		11百万円
ハ. 期待運用収益		△37百万円
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額		△18百万円
ホ. 厚生年金基金支払額等		140百万円
ヘ. 退職給付費用合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)		167百万円

4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項  
 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準  
 割引率 1.5%  
 長期期待運用収益率 2.5%

5) 当金庫は全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。当該厚生年金基金制度は総合設立型であり、同基金の全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)		
年金資産の額		1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額		1,853,684百万円
差引額		△21,384百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月31日現在) 0.31%

③ 補足説明  
 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務費用残高134,623百万円であり、本制度における過去勤務費用の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当期の財務諸表上、特別掛金59百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給付の額に拠ることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生する主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(1) 繰延税金資産の発生する主な原因別の内訳		
繰延税金資産		
貸倒引当金		1,092百万円
減価償却費		49百万円
退職給付引当金		42百万円
役員退職慰労引当金		45百万円
賞与引当金		59百万円
有形固定資産減損損失		42百万円
有価証券減損損失		1百万円
その他有価証券評価差額金		2,906百万円
有形固定資産(合併時評価差額)		67百万円
未収利息		15百万円
未払事業税		1百万円
その他		50百万円
小 計		4,376百万円
評価性引当額		△1,029百万円
繰延税金資産合計		3,346百万円
繰延税金負債		
有形固定資産(合併時評価差額)		137百万円
原状回復費用		0百万円
その他有価証券評価差額金		218百万円
繰延税金負債合計		356百万円
繰延税金資産の純額		2,990百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	
27.6%	(調整)
0.5%	交際費等永久に損金に算入されない項目
△0.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目
13.7%	評価性引当額の増減
1.0%	住民税均等割額
△3.4%	その他
38.5%	税効果会計適用後の法人税等の負担率

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正  
 「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.3%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は77百万円増加(繰延税金負債は8百万円増加)し、その他有価証券評価差額金は66百万円増加し、法人税等調整額は1百万円減少しております。

34. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項  
 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示していません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	一百万円
顧客との契約から生じた債権	1百万円
契約負債	一百万円

## ● 損益計算書注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益金額 19円3銭
3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示していません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、536,427千円あります。
4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

# 主要な事業に関する事項

## 主要な業務の状況を示す指標

### ■ 業務粗利益

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	5,117,974	4,884,990
資金運用収益	5,268,841	5,324,478
資金調達費用	150,867	439,487
役務取引等収支	260,606	243,423
役務取引等収益	539,290	537,187
役務取引等費用	278,684	293,763
その他の業務収支	△ 135,639	△ 379,844
その他業務収益	53,695	56,571
その他業務費用	189,335	436,416
業務粗利益	5,242,941	4,748,569
業務粗利益率(%)	1.02	0.92

(注)1.「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用(令和5年度3円、令和6年度8円)を控除して表示しています。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

### ■ 業務純益

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
業務純益	1,244,027	1,087,104
実質業務純益	1,407,593	900,914
コア業務純益	1,478,871	1,257,673
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	1,525,692	1,603,496

(注)1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

### ■ 資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(百万円)		利回り(%)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	512,491	510,711	5,268	5,324	1.02	1.04
うち貸出金	266,190	268,106	3,636	3,851	1.36	1.43
うち預け金	70,290	71,853	150	236	0.21	0.32
うち有価証券	170,790	164,905	1,421	1,177	0.83	0.71
資金調達勘定	498,126	495,551	150	439	0.03	0.08
うち預金積金	480,352	478,814	128	413	0.02	0.08
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	17,258	16,104	17	18	0.09	0.11

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度563百万円、令和6年度261百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和5年度10千円、令和6年度10千円)および利息(令和5年度3円、令和6年度8円)を、それぞれ控除して表示しています。

### ■ 利鞘

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度
資金運用利回り	1.02	1.04
資金調達原価率	0.80	0.86
総資金利鞘	0.22	0.18

### ■ 利益率

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.08	0.16
総資産当期純利益率	0.06	0.09

(注) 総資産経常(当期純)利益率=  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

## ■ 受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
<b>受 取 利 息</b>	<b>△ 17,973</b>	<b>99,819</b>	<b>81,846</b>	<b>△ 9,345</b>	<b>65,652</b>	<b>56,306</b>
うち貸出金	15,703	89,271	104,975	27,533	187,416	214,949
うち預け金	△ 7,953	45,608	37,654	5,139	80,657	85,796
うち有価証券	△ 25,723	△ 35,060	△ 60,783	△ 42,017	△ 202,421	△ 244,438
<b>支 払 利 息</b>	<b>△ 4,268</b>	<b>△ 13,186</b>	<b>△ 17,454</b>	<b>△ 2,666</b>	<b>289,588</b>	<b>286,921</b>
うち預金積金	△ 1,089	△ 16,412	△ 17,501	△ 1,329	286,736	285,407
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 3,179	3,226	46	△ 1,337	2,852	1,514

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法を採用しています。

## 預金に関する指標

### ■ 流動性預金・定期性預金等平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
<b>流 動 性 預 金</b>	<b>189,200</b>	<b>192,853</b>
うち有利息預金	170,783	174,814
<b>定 期 性 預 金</b>	<b>289,928</b>	<b>284,701</b>
うち固定金利定期預金	283,786	279,262
うち変動金利定期預金	120	114
そ の 他	1,223	1,259
<b>小 計</b>	<b>480,352</b>	<b>478,814</b>
譲 渡 性 預 金	—	—
<b>合 計</b>	<b>480,352</b>	<b>478,814</b>

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

### ■ 定期預金残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
<b>定 期 預 金</b>	<b>269,746</b>	<b>273,255</b>
固定金利定期預金	269,629	273,144
変動金利定期預金	117	111
そ の 他	0	0

# 主要な事業に関する事項

## 貸出金等に関する指標

### ■ 貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
割引手形	1,246	972
手形貸付	17,839	16,437
証書貸付	241,637	244,549
当座貸越	5,466	6,146
合計	266,190	268,106

### ■ 貸出金残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金	267,733	273,772
固定金利	101,363	100,940
変動金利	166,370	172,832

### ■ 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	113,876	42.53	118,449	43.26
運転資金	153,857	57.46	155,322	56.73
合計	267,733	100.00	273,772	100.00

### ■ 貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

業種区分	令和5年度			令和6年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	427	18,321	6.84	422	16,763	6.12
農業、林業	60	1,019	0.38	57	904	0.33
漁業	—	—	—	1	41	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	2	136	0.05	2	126	0.04
建設業	1,376	28,449	10.62	1,422	28,973	10.58
電気・ガス・熱供給・水道業	19	1,257	0.46	18	1,069	0.39
情報通信業	30	302	0.11	32	350	0.12
運輸業、郵便業	100	6,050	2.26	105	5,945	2.17
卸売業、小売業	765	24,136	9.01	775	24,548	8.96
金融業、保険業	32	14,596	5.45	36	15,626	5.70
不動産業	707	64,209	23.98	749	68,379	24.97
物品賃貸業	6	785	0.29	8	846	0.30
学術研究、専門・技術サービス業	92	1,245	0.46	93	1,111	0.40
宿泊業	16	1,840	0.68	17	1,891	0.69
飲食業	343	5,710	2.13	355	5,417	1.97
生活関連サービス業、娯楽業	244	5,763	2.15	243	5,545	2.02
教育、学習支援業	38	618	0.23	42	703	0.25
医療、福祉	202	9,592	3.58	217	9,485	3.46
その他のサービス	488	11,601	4.33	495	11,811	4.31
小計	4,947	195,636	73.07	5,089	199,542	72.88
国・地方公共団体等	17	24,961	9.32	17	26,154	9.55
個人	6,129	47,135	17.60	6,005	48,075	17.56
合計	11,093	267,733	100.00	11,111	273,772	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

## ■ 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	3,190	3,072
有価証券	19	21
動産	1,350	923
不動産	64,157	67,898
その他	—	—
<b>小計</b>	<b>68,717</b>	<b>71,916</b>
信用保証協会・信用保険	68,953	69,862
保証	15,143	15,115
信用	114,918	116,878
<b>合計</b>	<b>267,733</b>	<b>273,772</b>

## ■ 住宅ローンおよび消費者ローン残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
住宅ローン	40,367	41,245
消費者ローン	6,767	6,829
<b>合計</b>	<b>47,135</b>	<b>48,075</b>

## ■ 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	113	104
その他	—	—
<b>小計</b>	<b>113</b>	<b>104</b>
信用保証協会・信用保険	14	13
保証	1	0
信用	2,122	1,991
<b>合計</b>	<b>2,251</b>	<b>2,110</b>

## ■ 預貸率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
期末預貸率	56.38	57.55
期中平均預貸率	55.41	55.99

(注) 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

# 主要な事業に関する事項

## ■ 信用金庫法開示債権および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	1,572	1,572	1,227	344	100.00	100.00
	令和6年度	593	593	523	69	100.00	100.00
危険債権	令和5年度	5,400	5,307	3,615	1,692	98.28	94.80
	令和6年度	7,535	7,404	5,052	2,352	98.27	94.75
要管理債権	令和5年度	1,837	916	585	331	49.90	26.46
	令和6年度	1,566	685	434	251	43.76	22.21
三月以上延滞債権	令和5年度	4	3	2	0	76.10	36.67
	令和6年度	0	0	—	0	16.06	16.06
貸出条件緩和債権	令和5年度	1,832	913	582	330	49.84	26.45
	令和6年度	1,565	685	434	251	43.77	22.21
小計(A)	令和5年度	8,810	7,797	5,429	2,367	88.50	70.03
	令和6年度	9,695	8,683	6,010	2,673	89.56	72.55
正常債権(B)	令和5年度	261,331					
	令和6年度	266,301					
総与信残高(A)+(B)	令和5年度	270,141					
	令和6年度	275,996					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。

## ■ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	令和5年度	1,008	1,172	—	1,008	1,172
	令和6年度	1,172	986	—	1,172	986
個別貸倒引当金	令和5年度	1,884	2,548	122	1,762	2,548
	令和6年度	2,548	2,856	86	2,461	2,856
合計	令和5年度	2,893	3,720	122	2,770	3,720
	令和6年度	3,720	3,842	86	3,634	3,842

## ■ 経営改善支援の取り組み実績

【令和6年4月～令和7年3月】

(単位：先数)

(単位：%)

	期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取り組み先数 α	αのうち期末に 債務者区分が ランクアップ した先数 β	αのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった 先数 γ	αのうち 再生計画を 策定した 先数 δ	経営改善 支援 取り組み率 α/A	ランクアップ 率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
			β	γ	δ			
正 常 先 ①	4,712	6		0	1	0.13		16.67
要 注 意 先								
うちその他 要注意先 ②	503	76	1	66	64	15.11	1.32	84.21
うち 要管理先 ③	14	8	0	5	6	57.14	0.00	75.00
破綻懸念先 ④	126	17	0	17	14	13.49	0.00	82.35
実質破綻先 ⑤	22	0	0	0	0	0.00	—	—
破綻先 ⑥	6	0	0	0	0	0.00	—	—
小計 (②～⑥の計)	671	101	1	88	84	15.05	0.99	83.17
合 計	5,383	107	1	88	85	1.99	0.93	79.44

(注) ● 期初債務者数および債務者区分は令和6年4月当初時点で整理しています。

● 債務者数、経営改善支援取り組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンなどの先を含みません。

● βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取り組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含みません。

● 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含んでいます。

● 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取り組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しています。

● 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含みません。

● γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。

● みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。

● 「再生計画を策定した先数δ」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業活性化協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等と連携した再生計画策定先を含みます。

## ■ 信用金庫法および金融再生法に基づく不良債権比率の推移

### 引当金控除前

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
不良債権比率	3.26	3.51

### 引当金控除後

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
不良債権比率	2.38	2.54

## ■ 貸出金償却の額

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	3,622	3,090

# 主要な事業に関する事項

## 有価証券等に関する指標

### ■ 有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位:百万円)

種 類	残 存 期 間	令和5年度							合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	
国 債		—	—	—	1,953	4,487	5,375	—	11,816
地 方 債		301	—	—	677	5,626	13,969	—	20,575
社 債		3,904	6,719	17,200	11,860	6,895	8,719	—	55,300
株 式		—	—	—	—	—	—	804	804
外 国 証 券		3,799	11,581	11,060	3,978	3,555	8,444	—	42,419
そ の 他 の 証 券		729	6,790	4,854	2,359	1,361	914	10,161	27,170
合 計		8,733	25,091	33,114	20,829	21,926	37,425	10,965	158,086

(単位:百万円)

種 類	残 存 期 間	令和6年度							合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	
国 債		—	—	594	—	6,871	4,091	—	11,557
地 方 債		—	—	397	1,612	7,571	12,472	—	22,053
社 債		3,590	11,937	17,198	9,461	5,917	6,704	—	54,810
株 式		—	—	—	—	—	—	572	572
外 国 証 券		4,700	12,649	9,528	2,228	2,636	7,545	—	39,288
そ の 他 の 証 券		1,367	3,752	4,096	3,315	355	1,358	10,013	24,258
合 計		9,658	28,339	31,814	16,617	23,352	32,171	10,586	152,541

### ■ 有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
国 債	15,730	12,563
地 方 債	21,784	22,964
社 債	58,886	58,471
株 式	651	673
外 国 証 券	43,389	41,267
そ の 他 の 証 券	30,348	28,965
合 計	170,790	164,905

### ■ 商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

### ■ 預証率

(単位:%)

種 類	令和5年度	令和6年度
期 末 預 証 率	33.29	32.06
期 中 平 均 預 証 率	35.55	34.44

(注) 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

### ■ 有価証券の時価情報等

#### 1. 売買目的有価証券

該当ありません。

#### 2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種 類		令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,699	1,703	3	—	—	—
	そ の 他	11,800	11,867	67	600	601	1
	小 計	13,499	13,570	70	600	601	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	249	249	—	423	422	△0
	そ の 他	12,800	12,533	△ 266	21,500	20,832	△ 667
	小 計	13,049	12,782	△ 266	21,923	21,255	△ 667
合 計	26,548	26,353	△ 195	22,523	21,856	△ 666	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。  
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

### 3. その他有価証券

(単位:百万円)

種 類	令和5年度			令和6年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	678	546	131	139	128	11
	債 券	7,575	7,509	65	601	599	2
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	1,921	1,908	13	—	—	—
	社 債	5,653	5,601	51	601	599	2
	そ の 他	16,194	15,220	973	11,311	10,554	756
	小 計	24,447	23,277	1,170	12,052	11,282	770
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	84	93	△ 8	392	467	△ 74
	債 券	78,168	81,877	△ 3,708	87,396	94,265	△ 6,868
	国 債	11,816	12,619	△ 803	11,557	12,794	△ 1,236
	地 方 債	18,653	19,892	△ 1,239	22,053	24,545	△ 2,492
	社 債	47,698	49,364	△ 1,665	53,785	56,924	△ 3,139
	そ の 他	28,795	31,837	△ 3,042	30,135	33,461	△ 3,326
	小 計	107,048	113,808	△ 6,759	117,924	128,193	△ 10,269
合 計	131,496	137,085	△ 5,589	129,977	139,475	△ 9,498	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。  
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。  
3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めていません。

### 4. 市場価格のない株式等および組合出資金

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	41	40
組 合 出 資 金	—	—
合 計	41	40

## ■ 金銭の信託の時価情報等

### 1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

### 2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

### 3. その他の金銭の信託

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
貸 借 対 照 表 計 上 額	10	10
取 得 原 価	10	10
差 額	—	—
うち貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	—	—
うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	10	10

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

## ■ デリバティブ取引の時価情報等 (規則第102条第1項第5号に掲げる取引)

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

# 自己資本の充実の状況

## 定性的な開示事項

### ■ 自己資本調達手段の概要

自己資本の額は「コア資本に係る基礎項目」と控除項目の「コア資本に係る調整項目」から構成されており、「コア資本に係る基礎項目」は出資金、過去の利益金の積上げである利益剰余金と一般貸倒引当金等が該当します。「コア資本に係る調整項目」は主に無形固定資産が該当します。

### ■ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。また、当金庫は、各エクスポージャーが一業種に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進と適切なリスク管理を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。

なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものです。

### ■ 信用リスクに関する事項

#### 1. リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、融資先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少あるいは消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識上、確実性、安全性、流動性、収益性、発展性、公益性の6原則に則った厳格な与信判断を行うべく、与信業務の普遍かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

また、貸出資産の健全性を維持するため、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く態勢としています。さらに、審査委員会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。

貸倒引当金は、当金庫の定める「資産自己査定規程」および「償却・引当の基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率等に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先債権に相当する債権について、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てています。破綻先債権および実質破綻先債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

なお、それぞれの結果については有限責任監査法人トーマツの監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

#### 2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ㈱格付投資情報センター (R&I)
- ㈱日本格付研究所 (JCR)

- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング

### ■ 信用リスク削減手法に関する事項

#### リスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減する措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の審査にあたって、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しています。従いまして、担保または保証に過度に依存しないような融資の取組姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、当金庫が定める「融資(割手・手貸・証貸)事務取扱要領」や各種約定書に基づき適切な取扱いに努めています。

なお、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法には、適格金融担保として自金庫預金積金、保証として地方公共団体、政府関係機関保証等が該当します。信用度の評価については、地方公共団体は政府保証と同様と判定しています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しましては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散するよう努めています。

### ■ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

### ■ 証券化エクスポージャーに関する事項

#### 1. リスク管理の方針および手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫では、地元中小企業者の資金調達の多様化に応じるための手段として位置付けています。

#### 2. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、「標準的手法」を採用しています。

#### 3. 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

#### 4. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

- ㈱格付投資情報センター (R&I)
- ㈱日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング

## ■ 出資等エクスポージャーに関する事項

### リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫において、銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、上場優先出資証券、株式関連証券投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連証券投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および価格の20%下落によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて、リスク管理委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けています。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」等に基づいた厳格な運用・管理を行っています。

非上場株式、子会社株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

## ■ オペレーショナル・リスクに関する事項

### 1. リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、信用リスク、市場リスクに分類されない他のすべての業務に係る横断的なリスク、即ち様々な人的または技術的ミスによって生じる損失に関するリスクをいいます。当金庫では、オペレーショナル・リスクについて事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法を規程に定め、リスクを認識し評価しています。リスクの計測につきましては、標準的計測手法を採用しています。また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会、経営会議において協議するとともに必要に応じて理事会に報告しています。

### 2. BIの算出方法

当金庫は自己資本比率告示第305条第1項の規定に基づき、BIを金利要素、役員要素および金融商品要素の合計額として算出しています。

### 3. ILMの算出方法

当金庫は自己資本比率告示第306条第1項第3号の規定に基づき、ILMの値に1を用いる方法を採用しています。

### 4. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無

該当ありません。

### 5. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

## ■ 金利リスクに関する事項

### 1. リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としています。また、金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBBとといいます。）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

具体的には、一定の市場金利の変動を想定した場合に生じるIRRBBを定期的に計測しリスク管理委員会で定期的に協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど適切に対応を講じることに努めています。

金利リスクの計測については毎月末を基準日とし、月次でIRRBBを計測しています。

### 2. 金利リスクの算定方法の概要

#### ①開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIIに関する事項

(a)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.313年です。

(b)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(c)流動性預金への満期の割り当て方法および固定金利貸出の期限前償還、定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。(コア預金については、流動性預金残高の50%相当額を平均2.5年としています。)

(d)IRRBBの算出にあたっては、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において通貨間の相関等は考慮していません。

(通貨毎の金利ショック幅:JPY100bp、SGD150bp、USD200bp、CAD200bp、EUR200bp、GBP250bp、AUD300bp、その他100bp~400bp)

(e)有価証券についてはモデル価格にスプレッドを含めて算出しています。

(f)内部モデルに関しては使用していません。

(g)前事業年度末からの変動については、金利が上昇する中、運用の効率化により $\Delta$ EVE（最大値：上方パラレルシフト）は、前期比1,121百万円減少の11,376百万円、 $\Delta$ NII（上方パラレルシフト）は、前期比54百万円の増加に留まり148百万円となりました。

#### ②内部管理上の金利リスク（VaR）に関する事項

当金庫では、有価証券や預貸金等といった商品毎のVaR（保有期間120営業日、観測期間5年、信頼区間99%）に基づき、統合的リスク管理を行っています。また、ストレステストを実施し過去の事例や景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。さらに収益管理や経営上の判断においては、市場環境を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動を想定し、金利リスクを計測しています。

※主要リスク変数である金利リスク・価格変動リスク等の影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券、貸出金および預金積金です。当金庫では「預け金」「有価証券」のうち債券・投資信託および株式、「貸出金」および「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。当金庫のVaRは分散共分散法により算出しており、令和7年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で8,477百万円です。

# 自己資本の充実の状況

## ■ 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	23,559	24,007
うち、出資金および資本剰余金の額	1,281	1,272
うち、利益剰余金の額	22,316	22,773
うち、外部流出予定額 (△)	38	38
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,172	986
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,172	986
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
<b>コア資本に係る基礎項目の額 (イ)</b>	<b>24,731</b>	<b>24,993</b>
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	85	75
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	85	75
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
<b>コア資本に係る調整項目の額 (ロ)</b>	<b>85</b>	<b>75</b>
<b>自己資本</b>		
<b>自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)</b>	<b>24,646</b>	<b>24,918</b>

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	235,233	235,475
資産 (オン・バランス) 項目	229,972	230,551
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス項目	5,261	4,923
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,425	8,748
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
<b>リスク・アセット等の額の合計額 (二)</b>	<b>245,659</b>	<b>244,223</b>
<b>自己資本比率</b>		
<b>自己資本比率((ハ) / (二)) %</b>	<b>10.03</b>	<b>10.20</b>

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。  
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

# 自己資本の充実の状況

## 定量的な開示事項

### ■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計</b>	<b>235,233</b>	<b>9,409</b>	<b>235,475</b>	<b>9,419</b>
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	224,278	8,971	223,729	8,949
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	189	7	152	6
地方三公社向け	224	8	272	10
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	27,618	1,104	30,440	1,217
第一種金融商品取引業者および保険会社向け			9,396	375
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	91,262	3,650	70,295	2,811
中小企業等向けおよび個人向け	34,688	1,387		
中堅中小企業等向けおよび個人向け			24,319	972
トランザクター向け			—	—
抵当権付住宅ローン	11,226	449		
不動産取得等事業向け	31,160	1,246		
不動産関連向け			71,132	2,845
自己居住用不動産等向け			21,257	850
賃貸用不動産向け			30,419	1,216
事業用不動産関連向け			18,478	739
その他不動産関連向け			976	39
ADC 向け			—	—
劣後債権およびその他資本性証券等			—	—
三月以上延滞等	1,046	41		
延滞等向け			6,235	249
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			—	—
取立未済手形	26	1	18	0
信用保証協会等による保証付	6,622	264	6,460	258
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	681	27		
出資等のエクスポージャー	681	27		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			635	25
上記以外	19,528	781	13,765	550
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調達項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,548	101	2,507	100
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,659	106	2,464	98
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー	14,321	572	8,793	351

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	STC 要件適用分	—	—	—
	非 STC 要件適用分	—	—	—
	短期 STC 要件適用分	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	10,955	438	11,745	469
ルック・スルー方式	10,955	438	11,745	469
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,425	417	8,748	349
BI	—	—	5,832	—
BIC	—	—	699	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額および単体総所要自己資本額(イ+ロ)	245,659	9,826	244,223	9,768

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府および中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています(令和5年度計数)。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています(令和6年度計数)。
8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

# 自己資本の充実の状況

## ■ 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

### イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	貸出金、コミットメント およびその他のデリバティブ以 外のオフ・バランス取引		債券等		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポージャー	延滞 エクスポージャー		
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国内	464,310	467,260	279,692	284,889	184,618	182,371	—	—	1,089	4,937
国外	39,960	37,758	—	—	39,960	37,758	—	—	—	—
<b>地域別合計</b>	<b>504,270</b>	<b>505,018</b>	<b>279,692</b>	<b>284,889</b>	<b>224,578</b>	<b>220,129</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>1,089</b>	<b>4,937</b>
製造業	33,460	31,398	19,763	18,299	13,696	13,099	—	—	—	705
農業、林業	1,311	1,370	1,311	1,370	—	—	—	—	1	25
漁業	1	42	1	42	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	136	126	136	126	—	—	—	—	—	—
建設業	33,703	35,208	33,279	33,788	424	1,419	—	—	218	341
電気・ガス・熱供給・水道業	13,732	14,116	1,351	1,216	12,381	12,900	—	—	—	—
情報通信業	2,685	3,418	307	358	2,377	3,059	—	—	—	—
運輸業、郵便業	10,190	10,026	6,206	6,136	3,983	3,889	—	—	520	40
卸売業、小売業	33,245	32,758	27,575	27,401	5,670	5,356	—	—	—	145
金融業、保険業	121,928	110,217	14,957	15,990	106,970	94,227	—	—	—	—
不動産業	74,345	77,412	66,553	70,643	7,791	6,769	—	—	46	846
物品賃貸業	985	1,066	985	1,066	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,586	1,466	1,586	1,466	—	—	—	—	—	16
宿泊業	1,853	1,902	1,853	1,902	—	—	—	—	—	735
飲食業	6,636	6,325	6,624	6,314	11	11	—	—	95	469
生活関連サービス業、娯楽業	8,068	7,874	7,256	7,042	811	831	—	—	52	111
教育、学習支援業	798	877	798	877	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	10,621	10,459	10,621	10,459	—	—	—	—	64	272
その他のサービス	13,082	13,187	13,080	13,185	2	2	—	—	30	788
国・地方公共団体等	71,129	80,607	24,999	26,172	46,129	54,435	—	—	—	—
個人	40,440	41,025	40,440	41,025	—	—	—	—	60	436
その他	24,327	24,128	—	—	24,327	24,128	—	—	—	—
<b>業種別合計</b>	<b>504,270</b>	<b>505,018</b>	<b>279,692</b>	<b>284,889</b>	<b>224,578</b>	<b>220,129</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>1,089</b>	<b>4,937</b>
1年以下	58,179	59,031	50,031	50,615	8,147	8,415	—	—	—	—
1年超3年以下	37,362	45,142	18,647	18,906	18,714	26,236	—	—	—	—
3年超5年以下	48,052	48,761	18,953	20,435	29,099	28,325	—	—	—	—
5年超7年以下	59,492	51,295	40,607	37,796	18,885	13,499	—	—	—	—
7年超10年以下	54,682	59,127	33,663	34,770	21,018	24,357	—	—	—	—
10年超	158,828	159,659	117,177	121,782	41,651	37,876	—	—	—	—
期間の定めのないもの	87,672	82,000	611	582	87,061	81,418	—	—	—	—
<b>残存期間別合計</b>	<b>504,270</b>	<b>505,018</b>	<b>279,692</b>	<b>284,889</b>	<b>224,578</b>	<b>220,129</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

P44を参照ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製 造 業	177	331	331	356	—	12	177	318	331	356	—	—
農 業、林 業	174	189	189	189	—	—	174	189	189	189	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	294	297	297	405	26	33	267	263	297	405	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	225	225	225	74	6	5	219	219	225	74	—	—
卸 売 業、小 売 業	65	47	47	63	28	9	37	38	47	63	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	187	244	244	365	0	—	186	244	244	365	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	13	483	483	571	—	—	13	483	483	571	—	—
飲 食 業	184	197	197	213	9	—	175	197	197	213	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	115	58	58	59	37	19	78	39	58	59	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	250	226	226	215	13	3	236	223	226	215	3	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	181	223	223	318	—	—	181	223	223	318	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	12	21	21	21	—	3	12	18	21	21	0	3
合 計	1,884	2,548	2,548	2,856	122	86	1,762	2,461	2,548	2,856	3	3

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

# 自己資本の充実の状況

## 二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	12,624	61,036
10%	—	47,664
20%	33,740	66,959
35%	—	32,266
40%	3,509	5,519
50%	41,806	1,122
70%	5,114	1,506
75%	—	62,733
100%	4,022	121,461
120%	1,303	802
150%	—	48
200%	—	—
250%	—	1,063
1,250%	—	—
その他	—	—
<b>合 計</b>	<b>102,086</b>	<b>402,184</b>
	<b>504,270</b>	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	243,453	5,036	20%	244,461
40%～70%	97,410	3,856	50%	99,338
75%	39,499	—	—	39,499
80%	10,030	—	—	10,030
85%	41,394	—	—	41,394
90%～100%	9,665	1,988	100%	11,653
105%～130%	33,090	—	—	33,090
150%	3,976	—	—	3,976
250%	1,589	—	—	635
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
<b>合 計</b>	<b>480,111</b>	<b>10,880</b>	<b>—</b>	<b>484,080</b>

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
令和6年度						
現金	5,500	—	5,500	—	—	0%
我が国の中央政府および中央銀行向け	26,578	—	26,578	—	—	0%
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	50,741	—	50,741	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,523	—	1,523	—	152	10%
地方三公社向け	1,764	—	1,764	—	272	15%
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	96,250	—	96,250	—	30,440	32%
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	17,649	—	17,649	—	9,396	53%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	114,565	5,977	114,565	5,977	70,295	58%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	34,939	—	34,939	—	24,319	70%
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	97,442	—	97,442	—	71,132	73%
自己居住用不動産等向け	37,998	—	37,998	—	21,257	56%
賃貸用不動産向け	39,285	—	39,285	—	30,419	77%
事業用不動産関連向け	18,458	—	18,458	—	18,478	100%
その他不動産関連向け	1,699	—	1,699	—	976	57%
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	4,947	—	4,947	—	6,235	126%
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	93	—	93	—	18	20%
信用保証協会等による保証付	44,173	4,903	44,173	4,903	6,460	13%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,589	—	635	—	635	100%
<b>合 計</b>					<b>209,964</b>	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

# 自己資本の充実の状況

ヘ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳  
 【パターンA】決算速報第7表付表4「資産（オフ・バランス取引等含む）残高相手先およびリスク・ウェイト区分内訳表（標準的手法採用金融機関用）」に準じたパターン

(単位：百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府 および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府 および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の 地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等 以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融 機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係 機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金 融商品取引業者お よび保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引 業者および保険会社 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸 付債権向けを含む。）	—	—	—	3,686	—	—	—	—	—	—	—	—	303	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け および個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用 不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用 不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他 不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権および その他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け （自己居住用不動産 等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産 等向けエクスポ ージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等 による保証付	—	—	—	1,350	—	—	—	—	—	—	—	—	3,553	—	—	—
株式会社地域経済 活性化支援機構等 による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	5,036	—	—	—	—	—	—	—	—	3,856	—	—	—

(単位：百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府 および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府 および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の 地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等 以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融 機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係 機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金 融商品取引業者お よび保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引 業者および保険社 会向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸 付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—	1,988	—	—	—	—	—	—	—	—	5,977
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け および個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用 不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用 不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他 不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権および その他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け （自己居住用不動産 等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産 等向けエクスポ ージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等 による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,903
株式会社地域経済 活性化支援機構等 による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	1,988	—	—	—	—	—	—	—	—	10,880

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

# 自己資本の充実の状況

## 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		3,622	3,372	—	—
(1) ソブリン向け		—	—	—	—
(2) 金融機関向け		—	—	—	—
(3) 法人等向け		1,283	1,262	—	—
(4) 中小企業等・個人向け		2,079	1,675	—	—
(5) 抵当権付住宅ローン		1	19	—	—
(6) 不動産取得等事業向け		259	416	—	—
(7) 三月以上延滞等		—	—	—	—

(注) 当金庫は適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

### イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

### ロ. 投資家の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

## 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

### イ. 貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	781	781	546	546
非上場株式等	2,538	—	2,537	—
合計	3,319	781	3,083	546

### ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	158	147
売却損	79	51
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

### ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	127	△62

### 二. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

## ■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	29,198	29,566
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1,250%) を適用するエクスポージャー	—	—

## ■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	11,376	12,497	148	94
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ス テ ィ ー プ 化	10,841	11,530		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	11,376	12,497	148	94
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	24,918		24,646	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しています。

# 用語解説

## 自己資本関係

コア資本	自己資本比率規制（パーゼルⅢ）において自己資本を構成する項目であり、出資金、資本剰余金、利益剰余金などが該当し、一般貸倒引当金が一定の条件下において算入される。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当する。
リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産全額をいう。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤操作等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。
標準的計測手法	自己資本比率規制（パーゼルⅢ）におけるオペレーショナル・リスク及びオペレーショナル・リスク・アセットの算出方法。オペレーショナル・リスク=直近3年間の事業規模要素（BIC）の平均値×内部損失乗数（ILM）により算出、オペレーショナル・リスク・アセット=オペレーショナル・リスク÷8%により算出。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンの中で、代表的なものとして抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%（自己資本比率規制における国内基準）により算出された額。

## 信用リスク関係

ポートフォリオ	異なるリターンとリスクを持ついくつかの資産の組合せをいい、全体としてのリスクを低減するために対象を分散化する。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制でリスク・アセットを算出する際に保有資産ごとに分類して用いる。
適格格付機関	金融機関がリスク・アセットを算出するにあたり用いることができる格付けを付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。

## 市場リスク関係

派生商品取引	（＝デリバティブ取引）有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品の取引を指す。具体例として、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
--------	---

## 金利リスク関係

IRRBB 銀行勘定の金利リスク	金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、預金、貸出金、有価証券等）が金利ショックによりどれくらいリスク量が発生するかをみるもの。
ΔEVE	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測される指標をいう。
ΔNII	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測される指標をいう。
金利ショック	金利の変化（衝撃）のことで、上下100bp（ベース・ポイント）の平行移動やイールドカーブをスティープ化およびフラット化させるといった算出方法がある。
BPV	Basis Point Value（ベース・ポイント・バリュー） 金利リスクの指標の一つで、全ての期間の金利が1bp（0.01%）変化した場合における現在価値の変化額を表す。
VaR	Value at Risk（バリュー・アット・リスク） 将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間ごとのデータをもとに、理論的に算出した値をいう。
ストレステスト	蓋然性のある事象（世界金融危機、VaRショック等）が発生した場合のリスク・ファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法。
コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出しされる預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞在する預金のこと。

# ディスクロージャー開示項目一覧

信用金庫法第 89 条（銀行法第 21 条準用）に基づく開示事項

## ■ 1. 金庫の概況および組織に関する事項

- (1) 事業の組織.....28
- (2) 理事および監事の氏名および役職名.....27
- (3) 会計監査人の氏名又は名称.....37
- (4) 事務所の名称および所在地.....33

## ■ 2. 金庫の主要な事業の内容.....27

## ■ 3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況.....5~6
- (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標.....6
  - ① 経常収益
  - ② 経常利益又は経常損失
  - ③ 当期純利益又は当期純損失
  - ④ 出資総額および出資総口数
  - ⑤ 純資産額
  - ⑥ 総資産額
  - ⑦ 預金積金残高
  - ⑧ 貸出金残高
  - ⑨ 有価証券残高
  - ⑩ 単体自己資本比率
  - ⑪ 出資に対する配当金
  - ⑫ 職員数
- (3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
  - ① 主要な業務の状況を示す指標.....40~41
    - ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益およびコア業務純益(投資信託解約損益を除く)
    - イ. 資金運用収支、役員取引等収支およびその他の業務収支
    - ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利ざや
    - エ. 受取利息および支払利息の増減
    - オ. 総資産経常利益率
    - カ. 総資産当期純利益率
  - ② 預金に関する指標.....41
    - ア. 流動性預金・定期性預金等の平均残高
    - イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の定期預金の残高
  - ③ 貸出金等に関する指標.....42~43
    - ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高
    - イ. 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高
    - ウ. 担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額
    - エ. 使途別の貸出金残高
    - オ. 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合
    - カ. 預貸率の期末値および期中平均値

- ④ 有価証券等に関する指標.....46
  - ア. 商品有価証券の種類別の平均残高
  - イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高
  - ウ. 有価証券の種類別の平均残高
  - エ. 預証率の期末値および期中平均値

## ■ 4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の態勢.....25~26
- (2) 法令遵守の態勢.....19~20
- (3) 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況.....7~8
- (4) 金融ADR制度への対応.....24

## ■ 5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書又は損失金処理計算書.....36~37
- (2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額.....44~45
  - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
  - ② 危険債権
  - ③ 三月以上延滞債権(貸出金のみ)
  - ④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)
  - ⑤ 正常債権
- (3) 自己資本の充実の状況.....48~61
- (4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価および評価損益.....46~47
  - ① 有価証券
  - ② 金銭の信託
  - ③ 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引
- (5) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額.....44
- (6) 貸出金償却の額.....45
- (7) 金庫が貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨.....37

## ■ 6. 報酬等に関する事項.....28